（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部改正）

第三条　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令（平成十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式の裏面中「独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改め、「、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人水産総合研究センター」を「、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月八日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の㈢の⑾を次のように改める。

⑾　脱脂濃縮乳

1　成分規格

無脂乳固形分	一八・五％以上
細菌数（標準平板培養法で一g当たり）	一〇〇、〇〇〇以下

2　製造の方法の基準

a　加熱殺菌を行うまでの工程において、原料を摂氏十度以下又は摂氏四十八度を超える温度に保たなければならない。ただし、原料が滞留することのないよう連続して製造が行われている場合にあつては、この限りでない。

b　牛乳の例により加熱殺菌すること。

c　加熱殺菌後の工程において、原料を摂氏十度以下又は摂氏四十八度を超える温度に保たなければならない。ただし、当該工程において用いるすべての機械の構造が外部からの微生物による汚染を防止するものである場合又は原料の温度が摂氏十度を超え、かつ、摂氏四十八度以下の状態の時間が六時間未満である場合にあつては、この限りでない。

3　保存の方法の基準

濃縮後（濃縮後殺菌した場合にあつては殺菌後）直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。

別表の二の㈤の⑵中「水蒸気」の下に「並びに脱脂濃縮乳中のたんぱく質量の調整のために使用される乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　脱脂濃縮乳の製造については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「改正後省令」という。）別表の二の㈢の⑾の2の規定にかかわらず、この省令の公布の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。ただし、改正後省令別表の二の㈤の⑵の規定により、脱脂濃縮乳中のたんぱく質量の調整のために乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものを使用して製造を行う場合は、この限りでない。

告　示

○総務省告示第二百五十号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十八年六月八日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛國勅使塾	筒井　孝治	大島　慶司	愛知県一宮市竹橋町二四―一
愛と誇りの政治	坂口　恭大	坂口　恭大	神奈川県相模原市中央区矢部四―一八―五
あおむしの会	小川　将史	小川　久佳	大阪府吹田市春日一―三―二二
一元立國社	正木　重美	石原　保	東京都豊島区要町三―一三―一〇
インターネッツ党	家入　一真	家入　一真	東京都港区六本木七―一一―一二
櫻心塾	米山　勝広	酒井千代美	群馬県伊勢崎市太田町三六―一
大嶋幸治とみんなで日本を変える会	大嶋　幸治	越部　佳郎	東京都小金井市本町一―五―一
角倉邦良全国後援会	中島　浩	八木　隆次	東京都千代田区神田神保町一―一六
神奈川県県央センター	小林　隆	松浦　靖子	神奈川県横浜市栄区桂町一五八―三
環境公害問題研究所城東倶楽部	坂矢　吉秋	池谷　幸彦	東京都台東区花川戸一―一五―五
環境を守る会	玉置　義博	玉置　義博	和歌山県和歌山市弘西一〇四二―八
関東青空同人会	後藤　一雄	荒井　政義	東京都江戸川区西葛西二―二〇―二
カント平和論の軍備放棄及女王陛下容認の会	山口　節生	山口　節生	埼玉県さいたま市南区沼影一―一〇―一
義俠會	中山　龍矢	中山　龍矢	香川県高松市木太町三六二―八
建国龍士同盟政治結社民友同論会	池田　真康	石井　裕興	千葉県銚子市長塚町六―四四七〇―一
公道社連盟総本部	橋場実貴雄	久保田まり子	大阪府大阪市西成区萩之茶屋二―二―一四
国際美術家友好協会	柳澤　義廣	本間　光仁	東京都港区六本木三―八―六
国際紛争領有権裁定世界政府銀行党	小松　宥紀	小松　宏三	東京都杉並区堀ノ内二―二九―八
國民新聞社	山田　惠久	山田　惠久	東京都杉並区堀の内二―四〇―四七
斎藤寿々夢と国民の声	齋藤　進	福田　祥子	東京都渋谷区大山町一〇―一〇
自然環境保全研究会	岩元　賢次	岩元　賢次	岡山県真庭市久世二三四六
自由民主連合九州会議	渕上　純一	渕上　純一	福岡県北九州市小倉北区高峰町一六―一
住民投票党	辻本　健	辻本　健	兵庫県西宮市段上町三―九―一二
人権情報センター	本木　武	櫻井　則彰	神奈川県相模原市南区相模大野七―三―一
心和塾	押川　健市	中尾　正幸	静岡県田方郡函南町上沢七〇二
政経同志会	大日方　登	大日方　登	東京都江東区大島二―一八―一五
政治結社亜細亜民族共同体至考塾	工藤　惟史	中里　龍仁	神奈川県相模原市中央区横山一―五―七
政治結社行動戦線壬生青年塾埼玉	松澤　正明	堺　正樹	埼玉県所沢市荒幡七七二―一